

再 評 価 個 表 (記 入 例)

整理番号	1	事業の種類	道路	補助・ 単県	事業主体	熊本県			
1, 箇所名・事業名	国道〇〇号社会資本整備総合交付金								
2, 事業箇所	■□郡〇×町△★地内								
3, 再評価の回数	2		回目	前回の再評価: H17 年度					
4, 評価の対象となる理由	前回の再評価から5年経過								
5, 事業根拠法等	道路法								
6, 前回の委員会時の付帯意見	<p>前回の対応方針 継続・休止・再開</p> <p>国道〇〇号は、★都市圏と△★地域を連絡する主要な幹線道路である。△★地域の産業活動や観光開発の支援、生活道路としての役割も大きく、さらには第1次緊急輸送道路、及び合併支援道路としても重要な路線である。しかし、事業箇所は、道路幅員が狭く、線形も悪いことから、車両の離合が困難な区間が存在しており産業活動に支障を来している。加えて歩道がないことから、小中学生の通学が危険にさらされるなど、地域住民の生活にも大きな支障が生じている。</p> <p>このことから、事業目的である道路の線形不良や狭い幅員区間の解消、緊急輸送道路としての整備、産業活動や観光開発の支援を図り、安全で円滑な交通の確保と地域振興のため、コスト縮減に努め、事業区間の早期完了を図ること。</p>								
7, 事業概要	事業目的		熊本の夢4カ年戦略での位置付け						
	イ) 〇×町中心市街地の交通渋滞の緩和		4つの分野	長寿安心くまもと(暮らし)					
	ロ) 鉄道との平面交差箇所の解消		12の戦略	安全安心 安全安心で住みよい社会					
ハ) 緊急輸送道路整備(第1次確保道路)									
全体計画		単位	前回再評価時		今回再評価時				
延長		m	3,400		2,200				
幅員		m	25.0		25.0				
橋梁		箇所	3		2				
用地		m ²	63,700		45,900				
8, 事業進捗状況(H22見込み) ※主たる工種は延長、幅員、用地、重要構造物等を記入する事	採択年度	用地着手	工事着手	事業期間					
	H8	H9	H11	(前回)	H8 ~ H25				
				(今回)	H8 ~ H30				
	事業費	前回計画事業費	今回再評価時事業費	事業の状況(百万円)					
		(内用地補償費)	A	H8年	H21年	H22年	投資事業費	進捗率	
		(内用地補償費)	(内用地補償費)	~H20年	C	D	E=B+C+D	財源	F=E/A
		6,400	3,326	B	(92)	(160)	1,819	国庫 5/10	55 %
	(1,340)	(1,140)	(308)			(560)	県 5/10	(49) %	
	主たる工種等		単位	計画量(A)	施工見込みの量(B) (平成22年度末)		予定進捗率(B/A)		
	延長		m	2,200	1,500		68 %		
橋梁		箇所	3	2		66 %			
用地		m ²	45,900	33,300		72 %			
(1) 進捗状況									
① 整備状況と事業の効果及び目標達成状況									
平成20年までに1,300mを2車線で供用した。									
a) 事業目的について									
イ) 市街地及び主要交差点部が改良され渋滞緩和が図られている。									
ロ) 踏切を立体交差とし、鉄道との平面交差箇所が無くなりボトルネックが解消された。									
ハ) 緊急輸送道路として整備され、その機能が強化・確保された。									
b) その他の事業効果について									
イ) 自歩道の整備により、安全・安心な歩行空間が図られている。									
ロ) 緑地帯を整備し道路沿線の環境向上が図られている。									
② 未着手工事及び課題や問題点、今後の事業の見直し									
今後は〇×町施行の区画整理事業の進捗に併せて残る区間についても、暫定2車線によりバイパスの整備を進める。全体供用開始はH30を予定している。									
③ 関連事業の進捗状況及び本事業との関連内容									
〇×町施行の区画整理事業の進捗については、53%終了している。現在地元と鋭意交渉を行っているが、一部共有地が存在し、相続の整理に長期間を要する見込みである。事業の完了はH27を見込んでいる。本改良計画は区画整理による用地を見込んで計画されており早期進捗が望まれる。									
事業名		事業費	進捗状況	事業内容	事業年度				
△★地区区画整理事業		200,000 千円	53 %	用地9,000m ²	H5~H27				
(2) 事業計画の変更があった場合の内容									
H20年に他事業との調整のため計画延長を2.2kmに変更した。									
用地の取得などに期間を要した事から完了年度を平成25年度から平成30年度に変更した。									
評価		A・ B ・C							

9. 社会経済情勢等の変化

(1) 事業に関する社会経済状況

- ① 現在の状況
 - 1) 本県の広域ネットワークに形成に向けた基本軸を形成する重要な路線である。
 - 2) 緊急輸送道路第1次確保路線に位置付けられ、災害発生時に主要拠点と接続する緊急輸送道路ネットワークの構築のため早期整備が必要である。
 - 3) 渋滞交差点の解消を図り、安全で安心した暮らしを支えるため、道路の早期整備が必要である。
- ② 当初から変化の有無 (有) ・ 無
- ③ 変化の内容
当初緊急輸送道路の位置付けはなかったがH△年の見直しより緊急輸送道路となった。

(2) 事業に関連する評価指標等

- ① 再評価指標
 - 1) 活力
 - ・ 円滑なモビリティの確保
 - ・ 国土・地域ネットワークの構築
 - 2) 安全
 - ・ 物流効率化の支援
 - ・ 災害への備え
- ② 当初から変化の有無 (有) ・ 無
- ③ 変化の内容
緊急輸送道路に位置付け

評価	S	(A)	B	C
----	---	-----	---	---

10. 環境への影響

(1) 自然環境等状況及びその影響等

- ① 環境への影響とその対策
計画地の周辺で〇〇の希少種△△が確認されたため、一部区間を高架化するなどにより、緑地部の地形改変を小さくし、動植物の生息環境に配慮した。
- ② その他特記すべき事項
改良予定箇所にて町指定の天然記念物の銀杏の大木があり隣接する公園に移設する必要がある。

評価	(A)	B	C
----	-----	---	---

11. 地元住民・受益対象者及び関係機関の意向

(1) 地元住民・受益対象者の意向

- ① 事業採択時の意向
〇×町中心市街地の混雑緩和及び良好な市街地環境の形成に不可欠なバイパスの整備を地元から強く要望されていた。特段の反対意見はなかった。
 - ② 事業途中の意向
一部事業区間に反対の意見もあったが、地元説明会を開催し理解をいただいた。早期完成が強く要望されている。
 - ③ 評価実施時の意向
平成20年度までに一部開通し状況は改善されてきているが、引き続き早期完成が要望されている。(別添要望書参照)
事業に対する反対意見は受けていない。
- (2) 関係機関・団体の意向
- ① 事業採択時の意向
沿線市町村による建設促進協議会があり早期整備の要望がなされている。
 - ② 評価実施時の意向
建設促進協議会より引き続き早期整備の要望がなされている。
用地買収についても協力的であり、工事に対する苦情等も行われていない。
また、沿線の小学校PTAより早期着工の要望があった。

評価	(S)	A	B	C
----	-----	---	---	---

12.
費用対効果分析

(1) 手法

国土交通省道路事業費用対効果算定マニュアルにより算定

※評価対象期間は整備期間+50年

(2) 費用対効果の変化

【 前回再評価時 】

85.87 百万円

B/C= $\frac{85.87}{69.79} = 1.23$

【 今回再評価時 】

61.04 百万円

B/C= $\frac{61.04}{34.19} = 1.79 > 1.00$

69.79 百万円

34.19 百万円

(3) 費用便益分析手法

(単位 : 百万円止め)

区 分		前回再評価時 (基準日 : H17 年)	今回再評価時 (基準日 : H22 年)
費用項目	事業費	65.23	31.96
	維持管理費	4.56	2.23
	総費用 (C)	69.79	34.19
便益項目	走行時間短縮	80.12	57.62
	走行経費減少	5.6	3.34
	交通事故減少	0.15	0.08
	総便益 (B)	85.87	61.04
	費用便益比 (B / C)	1.23	1.79

① 費用項目で特記する事項

② 便益項目で特記する事項

推計交通量: 前回評価時 ○○台/日(H○センサスをベースにH△を推計)

今回 △△台/日(H★センサスをベースにH■を推計)

③ 便益算定年数 : 50年

割引率 : 4%

評価	S	A	B	C
----	---	---	---	---

13.
代替案立案及び
計画変更の必要
性やコスト縮減の
可能性

(1) 代替案立案及び計画変更の必要性

・ 必要性の有無 有 ・ 無

・ 内容

地元と設計前に意見交換を行い、住民の意見を反映した設計を行っている。

他の代替案は考えていない。

(2) コスト縮減の取り組み等

・ 再生資材の利用を積極的に進めている。

評価	A	B	C
----	---	---	---

14.
その他
(評価項目改善の
可能性等)

(1) 評価項目について

・ 評価Bがある場合の事業継続阻害要因の有無

有 ・ 無 (短期改善を含む)

・ 評価Cがある場合の改善の可能性

有 ・ 無

・ 内容

関連事業に用地買収未解決箇所があり、解決に時間を要する。

B項目継続阻害要因	有り	無
C項目改善可能性の有無	有り	無

(2) その他

15,
総合評価及び対応方針

評価項目	評価	総合評価
8 事業の進捗状況	B	B
9 社会経済情勢の変化と今後の見通し	A	
10 環境への影響	A	
11 地元住民・受益対象者及び関係機関の意向	S	
12 費用対効果分析	S	
13 代替え案立案及び計画変更の必要性やコスト縮減の可能性	B	
14 その他 (評価項目について)	評価Bの継続阻害要因 有り	
	評価Cの改善の可能性 —	
総合評価		休止

(1) 総合的な評価 (事業課による自己評価)

関連事業の用地取得に当たり、共有地の相続が多くその解決に長期間を要す見込みである。
このため本事業については、用地の解決を見る間、事業休止の方針としたい。
今後、関連事業の用地取得の進捗を見据え、早期の事業再開を図りたい。

○ 対応方針

継続 ・ 終了 ・ **休止** ・ 中止

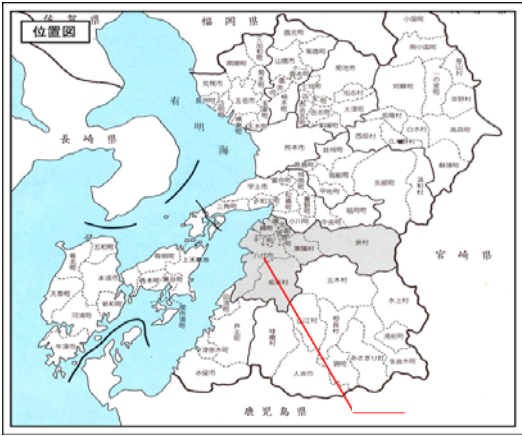
(2) 今後の事業の進め方

関連事業の未解決用地買収に関し早期の解決を図る。

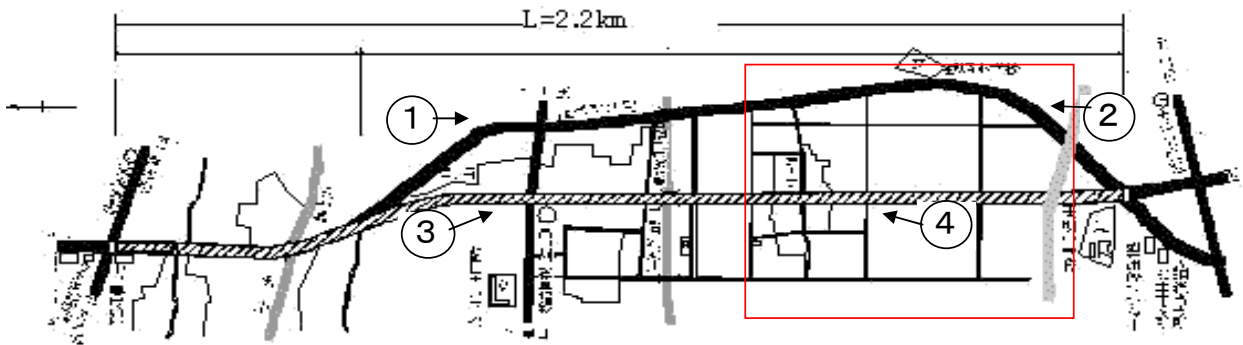
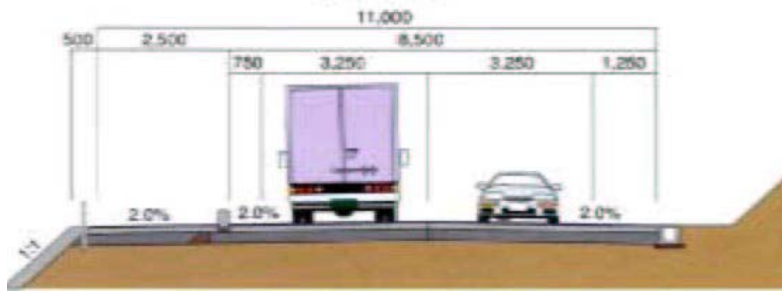
(3) 休止・中止する場合の対応 (事業課案)

今後は、関連事業の早期の問題解決を要請すると共に、計画の見直しを含め早期の事業再開に努める。

事業概要図



標準横断面



△★地区区画整理事業

現道の状況



供用後の状況



再評価評価基準

8 「事業進捗状況」

- A: 事業の進捗は概ね順調であり、ほぼ計画どおりの完成が見込まれるもの。
- B: 多少の阻害要因があるが、解決できる見通しがあり、完成の見通しがあるもの。
- C: 阻害要因の難易度が高く、現時点では事業進捗の目処が立たないもの。

9 「事業を巡る社会経済情勢等の変化」

- S: 事業を取り巻く環境が変化し、評価指標等において事業採択時以上の効果発現が見込まれるもの
- A: 事業を取り巻く環境は特に変化しておらず、評価指標等において事業採択時とほぼ同様の効果発現が見込まれるもの。
- B: 事業を取り巻く環境は変化しているが、解決できる見通しがあり、評価指標等において事業採択時と概ね同水準の効果発現が可能な見通しがあるもの。
- C: 事業を取り巻く環境が著しく変化し、評価指標等においてその大半が事業採択時と比べて大幅に低下することが避けられず、現時点では効果発現の目処が立たないもの。

10 「環境への影響」

- A: 環境への影響がないか、あっても軽微で対策の必要がないもの。
- B: 環境への影響はあるが、対策により解決できる見通しがあるもの。
- C: 環境への影響が大きく、対策による解決の目途が立たないもの。

11 「地元住民・受益対象者及び関係機関の意向」

- S: 評価実施時において事業採択時と比べ特段の必要性があるもの。
- A: 評価実施時において事業採択時と比べ特段の変化がないもの。
- B: 事業採択時と比べ若干低下し、改善される目処があるもの。
- C: 事業採択時と比べ著しく低下し、現時点では改善される目処が立たないもの。

12 「費用対効果分析」

- S: 評価実施時において事業採択時以上の効果発現が見込まれるもの。
- A: 評価実施時において事業採択時とほぼ同様の効果発現が見込まれるもの。
- B: 事業採択時と比べ低下が見られるが、費用を上回る効果が確保される見通しがあるもの。
- C: 事業採択時と比べ著しく低下し、現時点では費用を上回る効果が確保される目処が立たないもの。

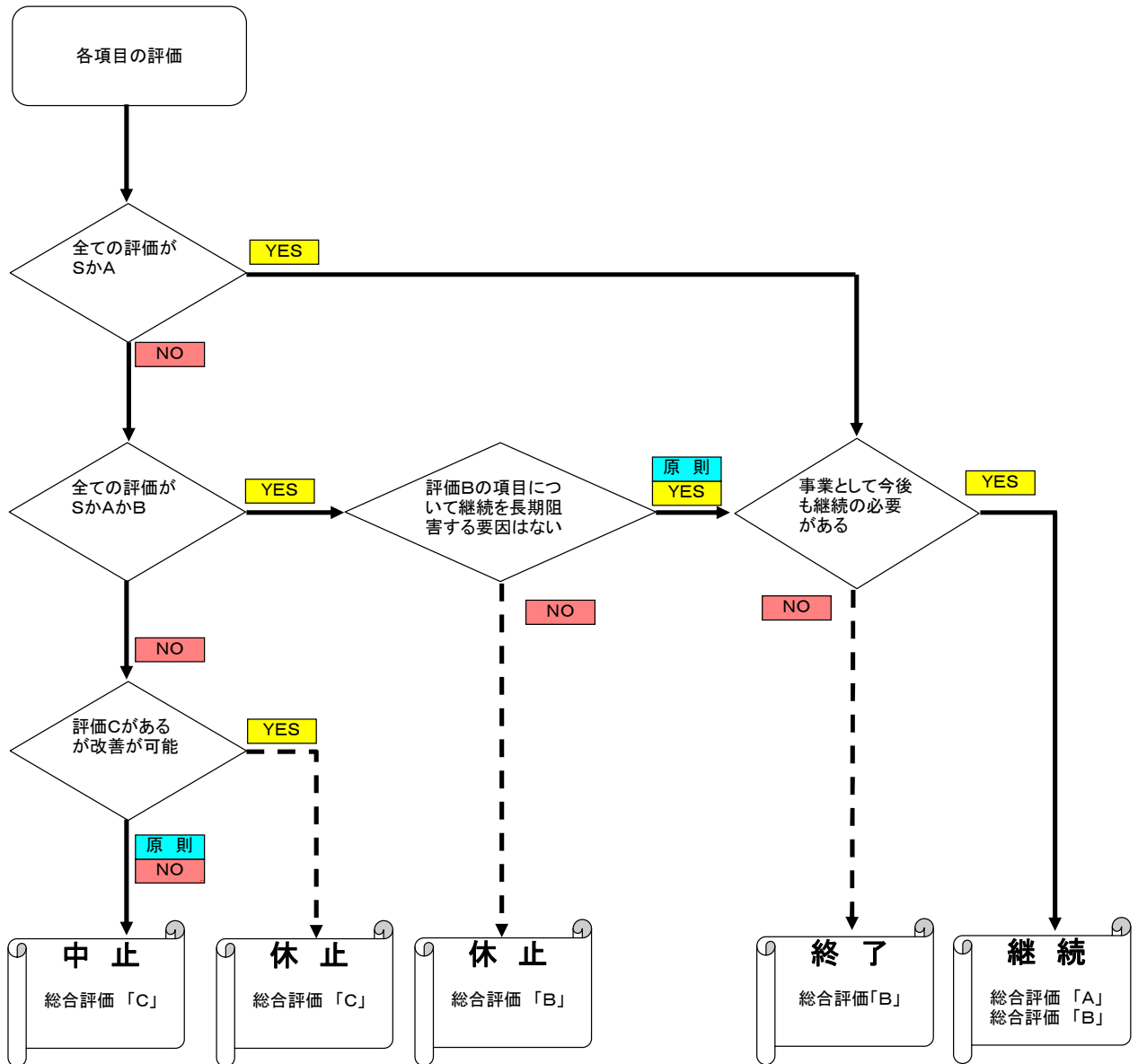
13 「計画変更等の必要性」

- A: 計画変更の必要がないかあっても軽微なものであり、事業促進が見込まれるもの。
- B: 計画変更が必要であるが、解決できる見通しがあり、事業促進の見通しがあるもの。
- C: 大幅な計画変更が必至であり、現時点では事業促進の目途が立たないもの。

15 「総合評価」

- 8から13までの全ての評価が「S」か「A」のものは、総合評価を「A」とし、原則、「継続」とする。
- 8から13までの全ての評価が「S」か「A」か「B」のものは、総合評価を「B」とし、原則、「継続」とする。ただし、「B」と評価された項目について、継続を長期に阻害する要因がある場合には「休止」とする。
判断は(14. その他)の記載による。
- 8から13までの全ての評価が「S」か「A」か「B」のもので、かつ、事業計画を見直し、事業を完了することが妥当と判断されるものは、総合評価を「B」とし、原則、「終了」とする。
- 8から13までの評価項目に「C」がある場合は、総合評価を「C」とし、原則、「中止」とする。
ただし、「C」と評価された項目の改善が可能な場合には「休止」とする。
判断は(14. その他)の記載による。

総合的評価の参考フロー図



【対応方針】

- 継続 : 事業を継続することが妥当と判断されるもの
- 終了 : 計画の見直しを行い、事業完了することが妥当と判断されるもの
- 休止 : 事業を一時的に休止することが妥当と判断されるもの
- 中止 : 事業を中止することが妥当と判断されるもの